

岐阜県公報

目次

告示

- 道路の区域変更 (道路維持課) 五〇六^ハ
- 道路の供用開始 (同) 五〇六
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 五〇六
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 五〇七

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 (選挙管理委員会) 五〇七
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定等 (同) 五〇八

公示

- 土地改良事業計画の変更認可 (農地整備課) 五〇九
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (都市政策課) 五〇九

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

告示

岐阜県告示第四百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年九月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域敷地の幅員	延長	備考
県道	室牧原線	養老郡養老町橋爪字岡ヶ鼻 牧田川左岸堤防敷地先 (二五二九番一〇)から 同郡同町同字同 牧田川左岸堤防敷地先 (二五二三番三)まで	前 七〇 後 二二・四	延 二四・一 長 二四・一	

岐阜県告示第四百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年九月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

令和三年九月二十四日

第 二 百 三 十 六 号

令 和 三 年 九 月 二 十 四 日

(金曜日)

課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域	敷地の幅員	延長	備考
県道	乗下 呂政 停車場線	同 市 同 字 同 一 地 先 ま だ	同 市 同 字 同 一 地 先 ま だ	同 市 同 字 同 一 地 先 ま だ	同 市 同 字 同 一 地 先 ま だ	別	員	延	
						後	後	長	
						前	ル	ル	
						後	ル	ル	
						九・五	二・五	一・五	
						三・五	二・五	八・五	
								六・五	

岐阜県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年九月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		延長	供用開始	備考
県道	一 大 宮 垣 線	同 市 同 町 同 一 地 先 ま だ	同 市 同 町 同 一 地 先 ま だ	同 市 同 町 同 一 地 先 ま だ	同 市 同 町 同 一 地 先 ま だ	延	の	備
						ル	期	考
						ル	日	考
						三・九	和	考
						三・九	三・九	考
						三・九	三・九	考
						三・九	三・九	考
						三・九	三・九	考

岐阜県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年九月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		延長	供用開始	備考
県道	乗下 呂政 停車場線	同 市 同 字 同 一 地 先 ま だ	同 市 同 字 同 一 地 先 ま だ	同 市 同 字 同 一 地 先 ま だ	同 市 同 字 同 一 地 先 ま だ	延	の	備
						ル	期	考
						ル	日	考
						八・五	和	考
						三・九	三・九	考
						三・九	三・九	考
						三・九	三・九	考
						三・九	三・九	考

岐阜県告示第四百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
久々利 4	可児市久々利	次の図のとおり	土石流

〔「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示
久々利4	可児郡御嵩町古屋敷	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	次の図のとおり	土石流

〔「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用いると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
久々利4	可児市久々利	次の図のとおり	土石流

〔「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

選挙管理委員会告示二

岐阜県選挙管理委員会告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年九月二十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 令和3年9月1日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,657,487人
- 2 総数の50分の1の数 33,150人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 307,186人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	337,748	112,583
大垣市	146,643	48,881
高山市	73,514	24,505
多治見市	91,641	30,547
関市・美濃市	88,742	29,581
中津川市	63,910	21,304
瑞浪市	30,734	10,245
羽島市	55,661	18,554
恵那市	40,984	13,662
美濃加茂市	42,618	14,206
土岐市	47,236	15,746
各務原市	120,736	40,246
可児市	94,083	31,361
山県市	22,257	7,419
瑞穂市	43,251	14,417
飛騨市	20,047	6,683
本巣市	42,672	14,224
郡上市	33,964	11,322
下呂市	26,513	8,838

海津市	28,370	9,457
羽島郡	39,389	13,130
養老郡	23,560	7,854
不破郡	27,752	9,251
安八郡	19,631	6,544
揖斐郡	55,360	18,454
加茂郡	40,471	13,491

岐阜県選挙管理委員会公告第四十号

公職選挙法（昭和二十五年度法律第四号）第四十一條第一項第三号の規定により個人別選挙区（以下「選挙区」という。）第四十一條第一項第三号の規定により個人別選挙区（以下「選挙区」という。）の選挙区及び選挙区を定める規程の制定並びにその施行期日及びその施行期日の開始の日を定めることとされたことによる。昭和三十一年七月二十四日

令和三年七月二十四日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

1 指定した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地	収容人員
美濃市	美濃市健康文化交流センター 多目的ホール 会議室(1) 会議室(2) 会議室(3)	美濃市2423番地 1	285人 36人 36人 36人
美濃加茂市	伊深交流センター 会議室 1 会議室 2 会議室 3	美濃加茂市伊深町927番地 1	20人 30人 30人

会議室4

20人

2 指定を取り消した施設

市町村名	施設の名	所	在	地
美濃加茂市	伊深交流センター 2階和室A 2階和室B	美濃加茂市伊深町909番地		

公 示

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

令和三年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	認可年月日
富加町木曾川右岸用水 土地改良区	富加町木曾川右岸用水 区	令和三・九・一五

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
岐阜市

二 調査を行った地域
岐阜市加納二之丸、加納西丸町一丁目、加納東丸町一丁目、加納東丸町二丁目、加納大手町及び渋谷町の一部（加納 第三調査区）

三 調査を行った期間
平成二十六年六月から令和三年二月まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜市（加納二之丸、加納西丸町一丁目、加納東丸町一丁目、加納東丸町二丁目、加納大手町及び渋谷町の一部）の地籍図
岐阜市（加納二之丸、加納西丸町一丁目、加納東丸町一丁目、加納東丸町二丁目、加納大手町及び渋谷町の一部）の地籍簿

五 認証年月日
令和三年九月七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
高山市
- 二 調査を行った地域
高山市久々野町柳島の一部（柳島（ ））
- 三 調査を行った期間
平成二十九年六月から令和二年三月まで
- 四 地図及び簿冊の名称
高山市（久々野町柳島の一部）の地籍図
高山市（久々野町柳島の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和三年九月七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

美濃市

二 調査を行った地域

美濃市上河和の一部（上河和第1）

三 調査を行った期間

平成三十年九月から令和三年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

美濃市（上河和の一部）の地籍図

美濃市（上河和の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和三年九月七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年九月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

羽島郡笠松町

二 調査を行った地域

羽島郡笠松町春日町、東陽町、常盤町、如月町、美笠通一丁目及び中川町の全部（笠松北西部第2）

三 調査を行った期間

平成二十八年七月から令和二年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

羽島郡笠松町（春日町、東陽町、常盤町、如月町、美笠通一丁目及び中川町の全部）の地籍図

羽島郡笠松町（春日町、東陽町、常盤町、如月町、美笠通一丁目及び中川町の全部）の地籍簿

五 認証年月日

令和三年九月七日

令和三年九月二十四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社